

7月12日(日)は 東京都議会議員選挙の投票日です

投票時間
午前7時から
午後8時まで

～小さな一票、大きな未来～

問 選挙管理委員会事務局 ☎内線3033

7月22日の任期満了に伴い、東京都議会議員選挙が行われます。

☎告示=7月3日(金)、投票=12日(日)午前7時～午後8時
※当日投票できない見込みの方は期日前・不在者投票をご利用ください。貴重な一票です。必ず投票しましょう。

◆投票できる方

平成元年7月13日までに生まれた方で、平成21年4月2日以前に三鷹市に転入届けを出し、引き続き3カ月以上三鷹市内に住所を有する方です。

最近転居・転入された方と、これから転出される方は、表でご確認ください。

以前から三鷹市に住所を有し、市内で転居した方	平成21年6月20日以前に転居届出	転居後の投票所で投票してください
	平成21年6月21日以降に転居届出	転居前の投票所で投票してください
東京都内から三鷹市に転入した方	平成21年4月2日以前に転入届出	三鷹市で投票してください
	平成21年4月3日以降に転入届出	前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください(注1・4)
東京都外から三鷹市に転入した方	平成21年4月2日以前に転入届出	三鷹市で投票してください
	平成21年4月3日以降に転入届出	東京都議会議員選挙の投票はできません
三鷹市の選挙人名簿に登録されている方でこれから東京都内に転出される方		今までの三鷹市内の投票所で投票できます(注1・2・4)
三鷹市の選挙人名簿に登録されている方でこれから東京都外に転出される方		東京都議会議員選挙の投票はできません(注3)

(注1)引き続き都内に住所を有することを示す証明書が必要になります。
(注2)転出する前であれば三鷹市の期日前投票所で投票できます。この場合、引き続き都内に住所を有することを示す証明書は不要です。
(注3)転出する前であれば三鷹市の期日前投票所で投票できます。
(注4)都内の住所移転は1回に限られ、2回以上移転した場合は投票できません。

◆選挙人名簿の縦覧

今回新たに選挙人名簿に登録される方は、選挙管理委員会事務局で名簿を確認することができます。

☎7月3日(金)午前8時30分～午後5時

◆投票所入場整理券をお忘れなく

投票所入場整理券は、告示日の7月3日(金)に封書で世帯ごとに郵送します。当日投票所にお持ちください。届かない場合や紛失された場合は、選挙管理委員会までお問い合わせの上、投票日当日に投票所係員にお申し出ください。

◆選挙公報をお届けします

候補者の政見などを掲載した選挙公報を、7月6日(月)～8日(水)に各家庭へお届けします。市政窓口やコミュニティセンターにも設置しています。

◆期日前投票をご利用ください

仕事やレジャーなどで投票日に投票できない見込みの方は、期日前投票をご利用ください。投票日の前日は大変混み合いますので、お早めにお越しください。

①第一期日前投票所

(市役所第三庁舎 野崎1-1-1)
7月4日(土)～11日(土)午前8時30分～午後8時



②第二期日前投票所

(消費者活動センター 下連雀3-22-7)
7月5日(日)～11日(土)午前8時30分～午後8時
※駐車場はありません。



◆不在者投票

不在者投票施設に指定されている病院や施設に入院・入所されている方や、滞在先・転出先から投票したい場合は不在者投票をご利用ください。くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所変更のお知らせ

下記の投票区域にお住まいの方は、投票所が変更となります。該当する区域にお住まいの有権者のみなさんは、送付される投票所入場整理券の案内図で投票所をご確認ください。

第15投票区域

◆対象者 下連雀三丁目15番～46番にお住まいの方。

旧:三鷹産業プラザ(下連雀3-38-4)1階→新:2階



第23投票区域

◆対象者 上連雀九丁目、野崎一丁目12番～24番、野崎二丁目1番～15番・18番・21番、井口二丁目1番～12番にお住まいの方。

旧:上連雀浄水所→新:野崎地区公会堂(野崎2-4-29)



選挙に伴う施設利用中止のお知らせ

東京都議会議員選挙のため、7月1日(水)～14日(火)は消費者活動センター、三鷹駅前地区公会堂の施設利用を中止します。

※消費者活動センターではこの期間中も、使用申請の受付と消費者相談窓口業務は通常通り行います。くわしくは、同センター☎43-7874まで。

平成21年度の

介護保険料が決定しました

問 高齢者支援室 ☎内線2687

7月1日(水)に「介護保険料決定通知書」または「介護保険料納付通知書」を発送します。

◆保険料の納付方法

①特別徴収(年金からの差し引きによる納付)

老齢(退職)・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している方は、特別徴収の対象です。4月～翌年2月の偶数月に支払われる年金(年度6回)から、介護保険料が差し引かれます。

②普通徴収(口座振替または納付通知書で納付)

老齢(退職)年金などの受給額が年額18万円未満の方と、平成21年度に新規に資格を取得した方(65歳になった方・転入者)は普通徴収の対象です。7月～翌年2月の各納期限(年度8回)までに、金融機関・コンビニエンスストアなどで納付書によりお支払いください(口座振替を利用される方は、各納期限日に振替されます)。

※年度の途中で資格取得された場合は、月割で計算します。

介護保険料の個別軽減制度のご案内

△65歳以上で、次のすべての条件に該当する方

- ①介護保険料の段階が第1～3段階(生活保護を受けている方、特別養護老人ホームなどの入所者を除く)、②20年中のすべての収入が、単身世帯の場合、第1・2段階の方は80万円以下、第3段階の方は160万円以下(世帯員が1人増えるごとに60万円を加算した金額)、③自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない、④200万円(2人以上の世帯は400万円)を超える預貯金などの資産を所有していない、⑤住民税が課税されている方の扶養を受けていない

◆軽減の内容 第1、2段階の方は第1段階の半額、第3段階の方は第2段階と同額

- ☎7月3日(金)～17日(金)の午前9時～午後4時30分(土・日曜日、正午～午後1時を除く)に、①21年度介護保険料決定通知書または介護保険料納付通知書、②20年中の本人と世帯全員の収入が分かるもの(年金の支払通知書など)、③本人と世帯全員の預貯金通帳またはその写し、④印鑑、⑤軽減申請書と収入および資産申告書を持参し、高齢者支援室(市役所1階11番窓口)へ

※⑤の書類は同室で配布。

※来庁が困難な場合は電話でご相談ください。

問 同室 ☎内線2687

◆平成21年度介護保険料(年額保険料)

所得段階	対象者	年額保険料	
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	24,000円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で	本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第3段階		第2段階に該当しない方	
第4段階を軽減する段階	本人が住民税非課税で	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第4段階		世帯に住民税課税者がいる場合	
第5段階	本人が住民税課税で	合計所得金額が125万円未満の方	
第6段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	
第7段階		合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	
第8段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	
第9段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	
第10段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	
第11段階		合計所得金額が1,000万円以上の方	
			95,700円
			98,200円